



ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率  
 BEI 一次エネルギー消費率

$$BEI = \frac{E_T}{E_{ST}}$$

$$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 10^{-3}$$

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S) \times 10^{-3}$$

これらの式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ 、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 及び $E_S$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$E_{ST}$  基準省令第一条第一項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量(以下「基準一次エネルギー消費量」という。)(単位

一年につきギガジュール)

$E_{SAC}$  算出方法第一 二(一)により求める空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{SV}$  算出方法第一 二(二)により求める空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

ル)

$E_{SL}$  算出方法第一 二(三)により求める照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{SW}$  算出方法第一 二(四)により求める給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{SEV}$  算出方法第一 二(五)により求める昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_T$  基準省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

消費量(以下「設計一次エネルギー消費量」という。)(単位 一年につきギガジュール)

$E_{AC}$  算出方法第一 一(一)により求める空気調和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_V$  算出方法第一 一(二)により求める空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_L$  算出方法第一 一(三)により求める照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_W$  算出方法第一 一(四)により求める給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{EV}$  算出方法第一 一(五)により求める昇降機の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_S$  算出方法第一 一(六)により求めるエネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

ジュール)

附則

1 この規則は、平成二十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第八条の第三第三項の改正規定、第九条の第三第三項の改正規定及び第十三条の第二項の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に規定する日から施行する。

2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第十七条の三第一項に規定する特定開発事業者のうち施行日前に条例第十七条の七の規定によりエネルギー有効利用計画書を提出したものが、

施行日以後に提出する旧基準値（この規則による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第九条の三第二項及び第四項並びに別表第一の五の規定により求められる条例第二十條の三に規定する省エネルギー性能基準の値をいう。）及び旧目標値（条例第十七條の四及び旧規則第八條の三第四項の規定により設定した目標値をいう。）への適合状況を記載した建築物環境計画書（条例第二十一條に規定する建築物環境計画書をいう。以下同じ。）については、新基準値（この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第九條の三第二項及び第四項並びに別表第一の五の規定により求められる条例第二十條の三に規定する省エネルギー性能基準の値をいう。）及び新目標値（条例第十七條の四及び新規則第八條の三第四項の規定により設定した目標値をいう。）への適合状況を記載した建築物環境計画書とみなす。

### 告 示

#### ●東京都告示第千四百八十七号

平成二十一年東京都告示第千三百三十六号（東京都建築物環境配慮指針）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四 二を削り、第四 三を第四 二とし、第四 四を第四 三とし、第四 五を第四 四とする。

別表第一エネルギーの使用の合理化の部省エネルギーシステムの項住宅以外の用途の欄中「0以上10未満」を「0以上20未満」に、「10以上11未満」を「20以上30未満（規

則第8條の3第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分については、20以上25未満）に、「11以上」や「30以上（規則第8條の3第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号に規定する用途に供する部分については、25以上）」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### ●東京都告示第千四百八十八号

平成二十一年東京都告示第千六百六十七号（東京都エネルギー有効利用指針）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

#### 別表第一中

3 当該建築物の全体	規則第8條の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分のいずれかの延べ面積が2000㎡以上である場合
------------	--

を

3 規則第8條の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分の全部	当該各用途に供する部分のいずれかの延べ面積が2000㎡以上である場合に改める。
--	---

に改める。

#### 附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001